

令和4年度2回目の新しい後期高齢者医療

被保険者証をお届けします

10月1日(土)から、後期高齢者医療制度の自己負担割合に、これまでの「3割」と「1割」に加え、新たに「2割」が新設されます。

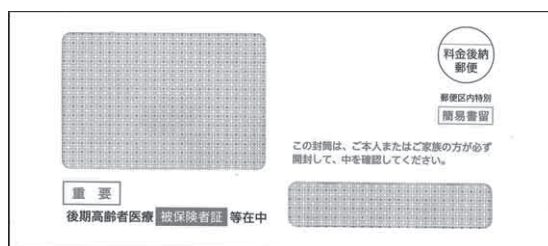
これに伴い、令和4年度は、後期高齢者医療に加入されているすべての方について、被保険者証の更新が2回行われます。9月中に2回目の新しい被保険者証をお送りしますので、受け取りにご協力をお願いします。

【9月中にお届けする被保険者証(水色)】

- ・有効期間は令和4年10月1日から令和5年7月31日までです。
- ・2割負担に該当する方は、「一部負担金の割合2割」と記された被保険者証をお届けします。
- ・1割負担、3割負担の方に対しても再度、有効期間を更新した被保険者証をお届けします。

※現在お使いの被保険者証(ねずみ色)は、有効期限が令和4年9月30日までです。

この封筒が届きます→



■お問い合わせ先 町民課町民生活班 (TEL29-3928)

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等を含めた所得額が一定基準額以下の年金受給者の年金に、上乗せして支給されるものです。

新たに対象となる方には、9月初旬から日本年金機構より手続きのお知らせが送付されます。

給付金を受け取るには、同封された請求書の提出が必要です。

【対象となる方】

- ◎老齢基礎年金を受給している方
 - 65歳以上
 - 世帯員全員の市町村民税が非課税
 - 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下
- ◎障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
 - 前年の所得額が約472万円以下



！振り込め詐欺などにご注意ください！

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や口座番号・暗証番号をお聞きしたり、金銭を求めることはありません。

■お問い合わせ先 年金給付金専用ダイヤル (TEL0570-05-4092)